

令和元年8月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和元年8月19日(月) 13時30分開会
2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室
3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一
4. 議事日程
日程第1 議事録署名人の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項に基づく農地転用の許可申請について
5. 出席農業委員
議席1 鵜沼久江委員 議席2 高木幸恵委員 議席3 大橋利一委員
議席4 欠 席 議席5 吉田晴男委員 議席6 西尾富雄委員
議席7 澤上 榮委員 議席8 泉田健一委員
出席農地利用最適化推進委員
渡部忠吉委員 吉田善一委員
6. 職務のため会議に出席した者の氏名
産業課長兼農業委員会事務局長 志賀 睦
主 査(併任) 大和田 千歳
副主査(併任) 森田 洸平
7. 開 会(事務局長)
○志賀事務局長
それでは、ただいまより、双葉町農業委員会8月定例総会を開催いたします。会長から挨拶をお願いいたします。
8. 会長挨拶
皆さま、お暑い中ご苦労様です。先月7月下旬まで続いた低温、長雨も相馬標葉地方伝統の相馬野馬追祭を境に一転して高温多湿の猛暑となり、心配された稲の作柄も平常に戻ったようであります。しかし今度はあまりの高温で農作物全体にさまざまな被害が拡大されることが心配となっている昨今であります。近年の地球全体の異常気象には、まったく困ったものです。双葉町ではかねてより準備を進めていた、双葉駅西側第一地区の工事着工が10月1日から施工されるようになったようです。まさにようやく第一歩が見えてきたような気がいたします。一方、私たちの悲願であります農業の再生はまだその先にあるようです。一日も早い具体策が望まれます。以上です。
9. 議 事
○志賀事務局長
どうもありがとうございました。
議事に入る前に 木幡 治 農業委員、高田 喜寿 農地利用最適化推進委員 より欠席の旨、連絡がありましたので報告いたします。
双葉町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となります。会長よろしくをお願いいたします。
- ◆議長(泉田会長)
ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより令和元年8月

定例総会を開催いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

(会務報告を朗読)

◆議長(泉田会長)

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りをいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には2番 高木 幸恵 委員、6番 西尾 富雄 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の定例総会の資料の3ページをご覧ください。

議案第1号 「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。令和元年8月19日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

いずれも譲受人は前田・奥村・鴻池特定建設工事共同企業体 前田建設工業株式会社東北支店 となります。譲渡人は双葉町大字新山字下条××番地 ×× ××氏、双葉町大字目迫字愛宕下××番地 ×× ××氏です。

土地の所在は、双葉町大字目迫字愛宕下××番×、××番×、××番×、いずれも地目は畑 計647平方メートル の一時転用になります。

転用の目的は、愛宕下橋の架け替えに伴う基礎杭施行工事の機材・資材置場として利用するためです。

転用期間は、許可の日から令和2年6月31日までを予定しており、権利の種類としては、賃貸借設定をいたします。資金調達については用地及び造成費としまして70万円としております。土砂の流出等の災害を防止するための措置として、土木シート、盛土、碎石を敷き河川側に土で堰堤を設けます。

土地の選定理由としましては、工事箇所にもっとも近接しているためです。

土地の利用計画といたしましては、双葉町大字目迫字愛宕下××番× 外2筆 計647平方メートルのうち、杭打機置場 169平方メートル 機械置場(クレーン) 80平方メートル 資材置場 259平方メートル プラント 56平方メートル 通路 83平方メートル となります。次に町道から農地に進入するため法令上義務付けられている道路法上の協議としましては今月中に町と協議予定です。排水計画については、周辺に素掘水路を設置し、雨水を集めてポンプにより河川へ放流いたします。終了後には速やかに原状回復を行うこととしております。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

◆議長(泉田会長)

これから議案第1号の審議に入ります。

本件にかかる調査結果を地区調査委員である澤上委員から報告願います。

○澤上委員

地区担当より報告いたします。8月13日 午前11時に事務局2名と現地調査を行いました。申請内容について相違ありません。また、申請地については道路と河川に挟まれているため周辺への支障はありません。以上報告いたします。

◆議長(泉田会長)

只今、担当委員から報告がありました。質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

中間貯蔵施設とは何の関わりがあるのですか。

○志賀事務局長

原田・前田線が輸送路になるためです。東京電力社宅の西側に以前、町が農道を作りまして、ソーイング東京の脇を通り、一番奥のため池の裏側を通り愛宕橋を通るようになります。現在の橋では幅員が狭いため、拡幅し、輸送車の荷重に耐えられるように橋の付替えを行います。以上です。

○澤上委員

建設中の道路の排水はどこに流出するのですか。今回の申請地には落ちてこないのですか。

○志賀事務局長

申請地には関わりありません。建設中の両脇にある側溝に流出し、部分的にはため池に落ちていくようになっております。

○渡部農地利用最適化推進委員

今回の申請地のそばにため池はありませんか。

○志賀事務局長

河川はありますがため池はありません。

○渡部農地利用最適化推進委員

了解いたしました。

◆議長(泉田会長)

その他、質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、本日の提出された議案は、すべて終了いたしました。

(閉会時間 13時44分)

引き続き、下記事項について協議

- (1) 令和元年9月定例総会の開催及び日程について
- (2) 仮置場設置に係る農地利用計画変更届出について

閉会時間 14時30分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長 泉田 健一 ㊟

議事録署名人 高木 幸恵 ㊟

議事録署名人 西尾 富雄 ㊟